

角田市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年8月23日

角田市監査委員 佐藤 良 浩  
角田市監査委員 星 隆 悦



角 監 第 22 号  
令和6年8月9日

角田市長 黒須 貫 殿

角田市監査委員 佐藤 良浩  
角田市監査委員 星 隆悦

### 監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

### 記

#### 1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

なお、本監査は角田市監査基準に準拠して実施した。

#### 2. 監査の対象

小学校：角田、横倉、金津、桜、北郷

中学校：角田、北角田

#### 3. 監査の日程

令和6年5月17日（金）から令和6年5月29日（水）まで

#### 4. 監査の実施内容

令和5年度における学校事務の執行及び物品・施設の管理状況等について、あらかじめ調書の提出を求め、その調書に基づき関係書類、帳簿、証拠書類等の監査を実施した。また、監査対象施設に出向いて学校管理者及び学校事務担当者、所管課職員から説明を聴取する方法により実施した。

#### 5. 監査の着眼点

本監査の実施にあたり、「校務に関わる事項」、「物品・施設管理」、「公費と私費（学校徴収金等）の負担区分」及び「校内の安全管理」に係る事務処理の適正性に主眼を置いて試査・照合し、処理の適法性・公正性及び効率性等を検討することと

した。

## 6. 監査の結果

「校務に関わる事項」、「物品・施設管理」、「公費と私費の負担区分」及び「校内の安全管理」については、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、関係者に改善・検討を要望したので記述を省略する。

### (1) 学校徴収金について

- ① 学校徴収金等の取扱要領に、「個人で所有するポイントカード等を使用し、支払い時にポイントの加算等を受けるといった私的な利益を得ることをしてはならない」と謳われているにも関わらず、支払い時にポイントの加算を受けていたレシートが数件見受けられた。物品等の購入によりポイントを取得し、「私的に利益を得た」こととなり不適切であると考えられるため、公金・準公金の支払い時には、個人所有のポイントカードを使用しないよう改めるとともに、職員等への周知、指導の徹底を要望する。また、出納簿の証拠書類の厳正な内容確認を強化されたい。
- ② 一部の学校でPTA会費等の繰越額が年々増加している。新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたことに伴い、今後は計画的な事業実施が望まれる。PTAの構成員も毎年かわることから、翌年度への繰越額が過大とならないためにも、事業の見直し等を行い適切な予算管理に努められたい。
- ③ 各学校の徴収金及び徴収金以外の経理に関する取扱要領で定めている、「金庫内現金管理簿」や「会計執行状況報告書」の記載がないものが一部の学校で見受けられたので、取扱要領等を遵守し適切な事務処理を行うよう要望する。

### (2) 理科室における薬品類の管理状況について

理科薬品の保管については、全学校において施錠管理されていたが、薬品管理簿を保有していない学校、薬品の使用量、残量などの記載のないものが見受けられた。昨今のニュース等で理科薬品の紛失や盗難などの事故が報じられており、学校側のずさんな管理体制が発覚している。理科薬品は毒物や劇物等を取り扱うので、薬品の使用記録、残量等の確認を適切に行い厳正に管理するよう要望する。

### (3) その他の事項について

各学校で切手受払簿による管理がなされていましたが、任意の様式を使用するなど学校ごとに取扱いが異なっている。「角田市文書取扱規程」で定める切手受払簿の様式に統一するなどの検討を要望する。郵便切手類の購入については、使用数量の計画的な見通しを立てて予算執行するよう改善されたい。また、翌年度への繰越額が過大とならないよう、受払簿により在庫状況を確認し、保管枚数が最小限にとどまるよう努められたい。